



# 消費者行政について考える

吉川 萬里子

昨年秋に突然、我が国の消費者行政を担う消費者庁と国民生活センター、消費者委員会が徳島県に移転するという話が持ち上がり、その話題が出て誰も「冗談でしょう！」と笑い飛ばしていました。それが11月頃から、どうも笑い話ではないらしいということが囁かれるようになり、この冊子が発行される頃には、ある程度の方向性が出ているかもしれません。ただ、今回のことをきっかけに消費者庁や国民生活センター、消費者委員会が我が国の消費者に与える影響、あるいはその存在意義について考えてみることにしました。

## （徳島県移転問題とは）

東京一極集中の是正は我が国の重要な政策課題として、色々な検討がこれまでもなされてきていたところでした。しかし、言うは易く行うは難しで、今日まで相変わらず東京に人・仕事・お金が集中し、地方は人口減に悩み何とかしなければならぬということは誰も異論があるわけではありません。

平成26年9月に政府は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。そこで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、「政府関係機関の地方移転に係る提案」がなされました。この提案に基づき、平成27年8月に徳島県がまず消費者庁と国民生活センターの誘致を表明したことにより、徳島

県への移転が「まち・ひと・しごと創生本部」等で検討されることになりました。その後、消費者委員会も加えられました。

## （消費者庁設置の目的）

消費者行政を司る経済企画庁が1955年に発足して以来、消費者行政として国が様々な消費者問題に取り組み、消費者保護のための法律や制度は整ってきていますが、それでもなお消費者被害は繰り返し発生しています。特にこんにやくゼリーによる幼児の死亡事件、ガス湯沸器の不具合による不完全燃焼に起因する死亡事故、エレベーター故障による死亡事故、マンションの耐震偽装問題や有名料亭・ホテルなどによる食品偽装表示問題などなど、消費者を恐怖に陥れるこうした消費者問題の発生は暮らしにかかわるあらゆる分野で発生しています。

2007年10月に、こうした消費者被害を食い止めるためには、各省庁が消費者被害に個々に対応するのではなく、つまり各省庁が消費者政策を個別に実施するのではなく、従来の縦割り行政の弊害を是正し、消費者行政を一元化する政府機関が必要であると当時の福田康夫内閣総理大臣が国会で次のような所信を表明しました。

『産業（経済産業省）、農業（農林水産省）、金融（金融庁）など、政府の行政組織は、生産者の区分ごとに編成されています。これは「縦割り行政」と呼ばれています。わが国が、戦後の焼け跡から復興し、高度経済成長を実現する過程では、こうした生産者重視の行政が求められていたかもしれません。（中略）今や、消費者を



重視した取り組みこそが、新たな価値を生み、経済の活性化にもつながる時代となっています。企業も、政府も、そうした生活者や消費者の目線で、これまでの活動を見直すことが求められています。成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から、国民の安心・安全が重視されなければならない時代になったと認識すべきです』とし、生活者・消費者の視点に立つ行政への転換を表明しました。

そして消費者庁が消費者行政の司令塔として2009年に設置されました。消費者庁が設置されたことにより、消費者行政が活性化し、消費者の権利の保護が本格的に進むものと消費者問題にかかわっている者たちは欣喜雀躍しました。

#### （消費者庁が設置されて）

消費者庁は消費者行政の司令塔として、国民生活センターは全国の消費生活センター・消費生活相談窓口を支援するセンターオブセンターとして、消費者委員会は消費者庁や消費者行政に関する中央省庁を監視し問題がないかをチェックするのが仕事です。

消費者庁、国民生活センター、消費者委員会は各自独立性を保ちながら連携し、設立当初はともかく、長年の懸案であった「消費者教育推進法」の制定、食品表示については「食品衛生法」、「農林物資の規格化等に関する法律」、「健康増進法」の3法にまたがる食品表示を一元化した「食品表示法」、「消費者安全法」の改正をするなど、消費者問題として、これまでしばしば問題になってきたものの法律の制定や改正が難しかった事案に精力的に取り組んできました。こうした取り組みは「消費者の視点」に立ちながら関係省庁との総合調整、連携をはかり

つつ消費者行政を押し進めてきた、とそれなりの評価を得ています。

そして、消費者庁設立後6年半、これからは、この三機関は消費者の安全・安心の確保のために、その機能をますます充実強化していくことが求められています。

#### （消費者の権利はまもられるのか？）

消費者政策は各府省庁等の所管分野に広範に関連するものであり、施策を効率的・効果的に実施するためには、消費者の視点に立ちながら関係府省庁との総合調整、連携が不可欠です。こうした消費者行政の特徴を考えれば、消費者庁の司令塔機能の発揮のためにも各省庁との連携強化が常に求められています。こうした業務の遂行には、他省庁と離れた地方（徳島）にあっては十分に効果があげられず、消費者行政の低下につながりかねません。ひいては消費者の権利がこれまで以上に蔑ろにされるのではないかと懸念しています。

政府方針においては「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」としています。

消費者庁が設置されるまでの消費者行政の在り方、消費者庁設置後の在り方を目の当たりにしてきた消費者問題に常に取り組んできた者として、消費者の安全安心の確保のために、今、消費者行政を後退させてはいけません。少なくとも消費者庁が消費者行政の司令塔としてしっかり機能するまではと考えています。

さて、皆様はこの問題をどのように考えられるのでしょうか。

（公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長）